

平成15年度原子力関係経費の概算要求について

平成14年9月10日
厚生労働省

1. 要求概要

平成15年度においても、引き続き放射性医薬品用具による危害発生防止のため、当該製造（輸入）施設に対し、薬事法第69条に基づく立入検査を行い、必要な監視指導を行う。

2. 内容及び要求額(前年度予算額) 182千円（182千円）

内訳

医薬品等監視取締費	182千円（182千円）
（1）職員旅費	50千円（50千円）
放射性医薬品用具取締旅費	
（2）庁費	132千円（132千円）
ア 検査器具費	
放射性医薬品用具	63千円（63千円）
イ 借料及び損料	
放射性医薬品運搬車借上料	69千円（69千円）

原子力関係事業の進捗状況

省庁名（厚生労働省）

年 度	事業実施期間	平成13年度 までの実績	平成14年度 計画	平成15年度 計画	平成16年度 計画	平成17年度 計画	実施機関名 又は委託先	備 考
（項） 地方厚生局 （事項） 医薬品等監視取締指導費	継続	放射性医薬品による危害防止のための取締指導。	同左	同左	同左	同左	地方厚生局	